

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（175）
2. 日 時：令和2年8月4日（火）13時30分～15時20分
3. 場 所：
  - （1）原子力規制庁10階南会議室
  - （2）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁  
原子力規制部  
新基準適合性審査チーム  
島村安全審査官、加藤安全審査官、塩川安全審査官  
検査グループ専門検査部門  
松本主任原子力専門検査官
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
バックエンド技術部 課長 他3名
5. 議事要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（以下「設工認」という。）（その3）について、資料1に基づいて説明があった。
  - （2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - ・外部火災に対する森林の管理に関する下部規定（案）中の「必要に応じて刈り払い等を行い、草木の管理を行う。」について、どのような場合に刈り払い等が必要になるのかがわかる記載にする必要があること。
  - （3）原子力機構から、令和2年7月31日付けで申請のあった原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請（※）の概要について、資料2に基づいて説明があった。
  - （4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認等を行った。
    - ・排水貯留ポンドは低い濃度の液体廃棄物を貯留しているため、リスクの観点から、漏えい警報解除の際の承認、同意手続きは不要としていること。
    - ・森林火災に対する樹木管理は、管理区域境界のフェンスにより管理すること。

- ・竜巻に係る飛来防止対策としては、浮上しない重量物に代替する対策以外は講じる考えのないこと。
- ・また、固体廃棄物のレベル区分に係る変更については、設置変更許可申請書の記載事項の反映であること、排水貯留ポンドによる希釈処理方法の明確化については、設工認（その１）の審査の過程で希釈水を循環させた状態で液体廃棄物を受け入れることを明確にすることが必要となったこと等、変更申請する理由を追加し補足することが必要なことを伝え、原子力機構から了解した旨回答があった。

## 6. 配付資料

- ・原子力機構からの配付資料

資料 1 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請（その 3）補正申請概要（案）

資料 2 放射性廃棄物処理場に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請概要（案）

- ・関連ページ

※ [日本原子力研究開発機構から原子炉施設保安規定の変更認可申請書を受理](#)